



# 埼玉県報

第 2848 号  
平成 28 年(2016 年)  
11 月 8 日  
火曜日

## 目次

### 告示

- 軽油引取税免税証の無効告示（自動車税事務所）
- （仮称）越谷都市計画事業吉川美南駅周辺地域土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会（環境政策課）
- 使用料及び手数料の収納事務委託（精神保健福祉センター）
- 太田新井第二土地改良区の役員就退任届（春日部農林振興センター）
- 神扇落悪水路土地改良区の役員就退任届（春日部農林振興センター）
- 越谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 越谷都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）

# 告示

## 埼玉県告示第千四百五十二号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

平成二十八年十一月八日

埼玉県知事 上田清司

| 免税証の種類  | 免税証の記号及び番号 | 枚数 | 用途 | 有効期間                           |
|---------|------------|----|----|--------------------------------|
| 五〇〇トリッ  | 03I008317  | 一  | 船舶 | 平成二十八年四月一日<br>S<br>平成二十八年九月三十日 |
| 五〇〇トリッ  | 03I008321  | 一  | 船舶 | 平成二十八年四月一日<br>S<br>平成二十八年九月三十日 |
| 一〇〇〇トリッ | 03J028134  | 一  | 船舶 | 平成二十八年四月一日<br>S<br>平成二十八年九月三十日 |

免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称

神奈川県横浜市金沢区白帆一  
横浜ベイサイドマリーナ株式会社

免税証を交付した事務所

埼玉県自動車税事務所

亡失年月日

平成二十八年九月三十日

## 告示

### 埼玉県告示第千四百五十三号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十七条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成二十八年十一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一件名

（仮称）越谷都市計画事業吉川美南駅周辺地域土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会

#### 二 日時及び場所

ア 平成二十八年十二月三日（土）午前九時三十分から十時三十分まで

吉川市美南地区公民館 洋会議室二

イ 平成二十八年十二月三日（土）午後一時から二時まで

越谷市中央市民会館 第二会議室

ウ 平成二十八年十二月三日（土）午後三時から四時まで

草加市高砂コミュニティセンター 第二会議室

エ 平成二十八年十二月四日（日）午前九時三十分から十時三十分まで

流山市南流山センター 会議室

オ 平成二十八年十二月四日（日）午後一時三十分から二時三十分まで

三郷市瑞沼市民センター 多目的室

カ 平成二十八年十二月四日（日）午後三時三十分から四時三十分まで

八潮市立コミュニティセンター 会議室

#### 三 都市計画決定権者の名称

吉川市

#### 四 意見を聴こうとする事項

吉川市が作成した（仮称）越谷都市計画事業吉川美南駅周辺地域土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見

# 告示

## 埼玉県告示第千四百五十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料及び手数料の収納事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十八年十一月八日

埼玉県知事 上田清司

| 施設の名称          | 受託者の住所、名称及び代表者氏名                               | 委託期間                      |
|----------------|--|---------------------------|
| 埼玉県立精神保健福祉センター | 東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地<br>株式会社ニチイ学館<br>代表取締役 寺田 明彦 | 平成二十八年十月一日から平成二十九年九月三十日まで |

# 告示

## 埼玉県告示第千四百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、  
太田新井第二土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏  
名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十八年十一月八日

埼玉県知事 上田清司

### 一 就任

| 職名 | 氏名    | 住所                  |
|----|-------|---------------------|
| 理事 | 古武三千雄 | 埼玉県白岡市太田新井五百三十二番地   |
| 同  | 浜田丑之助 | 同 南埼玉郡宮代町字逆井二百三番地   |
| 同  | 鈴木健一  | 同 白岡市太田新井千三百三十四番地   |
| 同  | 山口利夫  | 同 同 千五百七十二番地        |
| 同  | 後藤敬子  | 同 同 千二百二十一番地        |
| 同  | 竹内秀夫  | 同 同 千二百十四番地二        |
| 同  | 福澤丈夫  | 同 同 千二百十四番地一        |
| 同  | 山崎彦一  | 同 同 千二百五番地          |
| 同  | 鈴木馨   | 同 彦兵衛百八十番地          |
| 同  | 坂巻庄治  | 同 南埼玉郡宮代町字逆井二百五十六番地 |
| 同  | 山口昭司  | 同 白岡市太田新井千五百九十四番地   |
| 同  | 金子昇   | 同 南埼玉郡宮代町字逆井百五十九番地  |
| 監事 | 斉藤洋良  | 同 白岡市太田新井七百十六番地二    |
| 同  | 山崎フミエ | 同 同 八百四十一番地         |

### 二 退任

| 職名 | 氏名    | 住所                |
|----|-------|-------------------|
| 理事 | 古武三千雄 | 埼玉県白岡市太田新井五百三十二番地 |
| 同  | 鈴木信雄  | 同 同 千三百三十四番地      |
| 同  | 浜田丑之助 | 同 南埼玉郡宮代町字逆井二百三番地 |
| 同  | 山崎フミエ | 同 白岡市太田新井八百四十一番地  |
| 同  | 山口利夫  | 同 同 千五百七十二番地      |
| 同  | 後藤敬子  | 同 同 千二百二十一番地      |
| 同  | 竹内秀夫  | 同 同 千二百十四番地二      |
| 同  | 福澤丈夫  | 同 同 千二百十四番地一      |
| 同  | 細谷吉三  | 同 同 三百七十二番地一      |



# 告示

## 埼玉県告示第千四百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、神扇落悪水路土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十八年十一月八日

埼玉県知事 上田清司

### 一 就任

| 職名 | 氏名     | 住 所                 |
|----|--------|---------------------|
| 理事 | 武井 正   | 埼玉県幸手市大字平須賀三千百五十五番地 |
| 同  | 船川 由孝  | 同 神扇千五百七十番地         |
| 同  | 張ヶ谷 幸夫 | 同 中野三百十二番地          |
| 同  | 中山 鋭男  | 同 下吉羽千三百七番地         |
| 同  | 小出 義臣  | 同 長間九百五十八番地一        |
| 同  | 伊丹 栄   | 同 木立千九十番地           |
| 同  | 増田 隆司  | 北葛飾郡杉戸町大字遠野四百九十四番地  |
| 監事 | 藤 沼 一博 | 幸手市大字神明内二百四十三番地     |
| 同  | 船川 正志  | 同 平須賀一丁目二百八十四番地     |
| 同  | 倉持 登   | 北葛飾郡杉戸町大字並塚千四百六十八番地 |

### 二 退任

| 職名 | 氏名     | 住 所                 |
|----|--------|---------------------|
| 理事 | 武井 正   | 埼玉県幸手市大字平須賀三千百五十五番地 |
| 同  | 張ヶ谷 幸夫 | 同 中野三百十二番地          |
| 同  | 船川 由孝  | 同 神扇千五百七十番地         |
| 同  | 小出 義臣  | 同 長間九百五十八番地一        |
| 同  | 伊丹 栄   | 同 木立千九十番地           |
| 同  | 中山 鋭男  | 同 下吉羽千三百七番地         |
| 監事 | 藤 沼 一博 | 同 神明内二百四十三番地        |
| 同  | 関 忠一   | 北葛飾郡杉戸町大字遠野五百六十四番地一 |
| 同  | 中村 實   | 幸手市平須賀二丁目三百六十三番地    |

# 告 示

## 埼玉県告示第千四百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年十一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 都市計画の種類及び名称

越谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

### 二 都市計画を変更する土地の区域

越谷都市計画区域の区域

### 三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県越谷県土整備事務所、越谷市都市整備部  
都市計画課、吉川市都市建設部都市計画課、松伏町新市街地整備課

### 四 縦覧期間

平成二十八年十一月八日から平成二十八年十一月二十二日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千四百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年十一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 都市計画の種類及び名称

越谷都市計画区域区分

### 二 都市計画を変更する土地の区域

#### イ 市街化区域に変更する土地の区域

吉川市大字富新田の一部、大字高久の一部、大字中曾根の一部、大字道庭の一部

#### ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域

なし

### 三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県越谷県土整備事務所、越谷市都市整備部都市計画課、吉川市都市建設部都市計画課、松伏町新市街地整備課

### 四 縦覧期間

平成二十八年十一月八日から平成二十八年十一月二十二日まで

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年十一月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

#### 一 許可番号

平成二十八年六月八日

指令川建セ第二七〇〇八四一号

#### 二 検査済証番号

平成二十八年十一月二日

川建セ第二八〇〇三七号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字上ノ山千五百四十八番十、千五百四十八番六十

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市大字石橋千七百八十八番地十二

山内 博

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年十一月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

#### 一 許可番号

平成二十八年十一月二日

指令川建セ第二七〇一〇一二号

#### 二 検査済証番号

平成二十八年十一月四日

川建セ第二八〇〇四四号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘四丁目千百四十八番三、千五百十五番百十八 二筆

#### の各一部

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸百八十四番地十六

鳩山町長 小峰 孝雄